

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月18日
【届出者の氏名又は名称】	三菱重工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南二丁目16番 5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6716 - 3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(企画グループ) 山本博章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	三菱重工業株式会社 (東京都港区港南二丁目16番 5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱重工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社東洋製作所をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

(注6) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等の内容とは限りません。

(注7) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(注8) 日本の会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)に従って対象者の株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性があり、公開買付者は、

かかる買い取りを了承しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買い取りにつき開示がなされた場合は、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか、又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上で開示がなされます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月31日付で提出いたしました公開買付届出書（平成25年6月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

（1）対象者が提出した書類

臨時報告書

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

（1）【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

の有価証券報告書、の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本書の訂正届出書提出日（平成25年6月18日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号の規定に基づいて臨時報告書を平成25年6月14日に関東財務局長に提出